

医療法人の経営情報の第三者提供制度の施行に伴う専門委員会の設置について

Medical **C**orporation Financial **D**ata **B**ase

医政局医療経営支援課医療法人支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

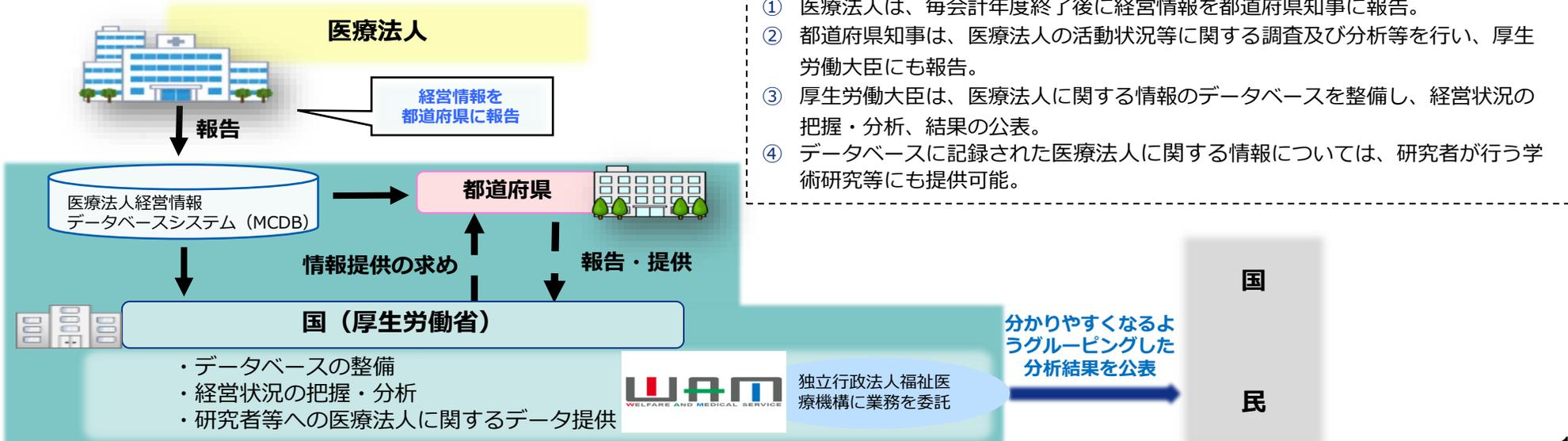
医療法人の経営情報の調査及び分析等

- ▶ 医療の置かれている現状と実態を把握するために必要な情報を収集し、政策の企画・立案に活用するとともに、国民に対して丁寧に説明していくため、①医療法人の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表、③**医療法人に関するデータベースの情報を研究者等へ提供する制度を創設する。**

【施行日：①及び② 令和5年8月1日 ③は公布日から三年以内に政令で定める日（令和8年4月1日施行予定）】

【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての医療法人
- 収集する情報：病院・診療所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
※病床機能報告・外来機能報告等と連携させるとともに、データの活用にあたっては、公立医療機関の経営情報などの公開情報及び、必要に応じて統計調査も活用した分析等に取り組む。
〔収集する内容は省令以下で規定〕
- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表



医療法人の経営情報のデータベース（MCDB）に係る第三者提供制度の概要

目的及び基本的な考え方※1

- 医療法人の経営情報のデータベースは「**国民共有の財産として有効活用されるべきであり、研究目的等のためにデータを利用する第三者への提供制度について検討が必要**」
- 医療法人情報※2には、医療法人の競争上の利益を侵害するおそれのある情報等が含まれていることに留意し、**個人及び法人の権利利益が侵害されない制度とする**

※1 「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方に関する報告書（R4.11.9）及び医療法人情報の第三者提供制度に関する報告書（R7.8.26）より、要約・抜粋

※2 医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項（例：事業報告書等、経営情報等、その他必要な事項）に関する情報を収集し、整理した情報

施行予定※3の仕組み

- **オーダーメイド集計**
 - 一般からの委託を受けて、厚生労働省（独立行政法人福祉医療機構（WAM）に委託）が医療法人情報を利用して相当の公益性を有する統計の作成等を行い、その結果を提供する。
- **医療法人情報の提供**
 - 相当の公益性を有する調査、学術研究又は分析を行う**研究者等に医療法人情報を提供する**。
ただし、特定の商品・役務の広告・宣伝に利用するための調査等を除く。
 - 研究目的がオーダーメイド集計によって達成できる場合、医療法人情報は原則として提供しない。
 - データ提供に当たって、**あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴くことを義務付ける**。
- **再識別の防止措置・安全管理措置**
 - 特定の個人や医療法人等の識別を防止する措置を別途ガイドライン及び利用規約に定める。
 - 医療法人情報の提供を受ける者に必要な安全管理措置を別途厚生労働省令、ガイドライン及び利用規約に定める。

※3 医療法人情報の第三者提供制度に関する報告書（R7.8.26）より、要約・抜粋。本資料において引用する第三者提供制度に関する医療法上の条文は未施行であり、公布の日（R5.5.19）から3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行（令和8年4月1日施行予定）。

医療法人情報の第三者提供に関する専門委員会（仮称）の設置について

設置の経緯・背景

- 改正後の医療法第69条の4第2項（※1）の規定により、医療法人の経営情報のデータベース（MCDB）の医療法人情報を第三者に提供しようとする場合には、厚生労働大臣は、社会保障審議会の意見を聴かなければならないとされている。
- 具体的には、申出のあった医療法人情報の個々の利用申請について相当の公益性（※2）の有無を判断するため、社会保障審議会運営規則（※3）に則り、社会保障審議会医療部会に、「医療法人情報の第三者提供に関する専門委員会（仮称）」を設置する。

※1 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第六十九条の四 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、医療提供体制の確保に資する調査、学術研究又は分析その他の医療法人情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する調査、学術研究又は分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）を行う者に医療法人情報を提供することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により医療法人情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

※2 「相当の公益性」については、『医療法人情報の提供に係るガイドライン』に別途定める。

※3 社会保障審議会運営規則（平成十三年一月三十日社会保障審議会決定）（抄）

第八条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。

専門委員会の業務

1. 医療法人情報の提供申出の審査について

- 改正後の医療法第69条の4第2項の規定により、申出のあった医療法人情報の利用について、相当の公益性の有無を判断するとともに、個人及び法人の権利利益の侵害防止等も含め総合的に審査する。
- 審査の頻度は、原則として、月に1回開催する。

2. ガイドラインの検討について

- 専門委員会は、医療法人情報の提供に係る事務処理及び専門委員会が行う審査の基準を定めた『医療法人情報の提供に関するガイドライン』※について検討を行う。

※ 設置後、当面はガイドラインの策定に向けた検討を予定。

3. その他関連事項について

- 医療法人情報の第三者提供制度に関連する事項について必要に応じて審議する。

スケジュール（予定）及びガイドライン検討時の視点について

第三者提供制度施行までのスケジュール(2026年の予定)

3月

専門委員会の趣旨・進め方
ガイドラインの事前準備

事前準備

4月

第三者提供等に関する法律及び政省令施行
予定日（令和8年4月1日）

ガイドラインの策定に向けたご議論

5月

議論後ガイドラインを策定

6月～

個別の申請内容を審議

ガイドラインの検討に際して考えられる視点

● 個人及び法人の権利利益が侵害されない制度に向け、「匿名化処理基準」をどのように策定するか。

- ・ 統計法のガイドラインでは、匿名化の基準や具体的な匿名化処理の技法（※1）があることや、匿名化が困難な場合はオーダーメイド集計による統計の作成等での対応を検討していること
- ・ これとは別に、医療法人情報の特性（※2）を踏まえた匿名化処理も有り得ること等を踏まえて、医療法人情報の「匿名化処理基準」をどのように考えるか。

● 医療法人情報を利用する必要性、意義、有用性等及び相当の公益性をどのように確認するか。

- ・ 医療法人情報を利用することに相当の公益性を有するものとして「学術研究の発展」、「教育の発展」及び「医療提供体制の確保」があり、医療法人情報を利用する必要性、意義及び有用性等をどのように確認するか。
- ・ 「相当の公益性」を担保するために研究成果等の公表を求めるが、そのあり方をどう考えるか。（※3）

● 安全管理措置、手数料、申請方法、不適切利用への対応が、他制度と並べて妥当か。

※1 例えば、「識別情報（氏名、勤務先等）の削除」、「トップ（ボトム）コーディング（例：100歳→80歳以上）」、「リコーディング」（例：52歳→50歳～59歳）等の技法が考えられる。

※2 「都道府県」と「病床数」が匿名化処理されない場合は地域によっては医療機関が特定できる点や、病床機能報告と紐付いたデータの提供時に匿名化処理されない場合は病床機能報告のオープンデータから医療機関が特定できる点を踏まえる必要がある。

また、「医療法人情報の第三者提供制度に関する報告書」（令和7年8月26日 医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会）において示された、第三者提供制度の在り方を遵守する必要がある。

※3 例えば、統計法のガイドラインでは、「偏見を助長するおそれがあるなど、提出された統計等をそのまま公表することが適当でないと判断される場合には、その概要を公表することとして差し支えない。」とされている。

参 考 资 料

(参考) 医療法人情報の第三者提供に関する専門委員会(仮称)設置要綱案の骨子

【1 設置の趣旨】

社会保障審議会医療部会に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)による改正後の医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)の規定により、厚生労働大臣が医療法人情報を第三者に提供する法的根拠が設けられたとともに、医療法人情報の提供にあたって、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならないとされた。

このため、医療法人情報の提供の可否等について専門的観点から審査を行うため、当該規定により社会保障審議会の権限に属せられた事項について調査審議するための専門委員会として、社会保障審議会医療部会(以下「医療部会」という。)に「医療法人情報の第三者提供に関する専門委員会(仮称)」を設置する。

【2 構成等】

- (1) 専門委員会の委員は、医療関係のほか、会計・統計・公益・個人情報保護関係の有識者を中心に構成予定であり、部会長と相談の上確定する。
- (2) 専門委員会に委員長を置く。

【3 検討事項】

専門委員会は、医療法人情報の提供に係る事務処理及び専門委員会が行う審査の基準その他関連する事項を定めた「医療法人情報の提供に関するガイドライン」について検討を行う。また、医療法人情報の提供申出があった場合には、当該提供申出のあった医療法人情報の利用について、ガイドラインも踏まえつつ、相当の公益性の有無を次の①から③までに掲げる事項を踏まえて判断するとともに、個人及び法人の権利利益の侵害防止等も含め総合的に審査する。そのほか、医療法人情報の第三者提供制度に関連する事項についても必要に応じて審議する。

- ① 医療法人情報の利用目的
- ② 医療法人情報の利用内容
- ③ 成果物の内容およびその公表方法 等

【4 運営等】

- (1) 専門委員会は、原則として、月に1回開催する。
- (2) 専門委員会の議事は原則公開とする。ただし、委員長が、提供申出対象の情報について、個人及び法人の権利利益保護等の観点から特別な配慮が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- (3) 専門委員会の検討の結果については、医療部会に毎年報告する。なお、専門委員会の議決は、医療部会長の同意を得て、医療部会の議決とすることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省医政局医療経営支援課において行う。
- (5) 上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

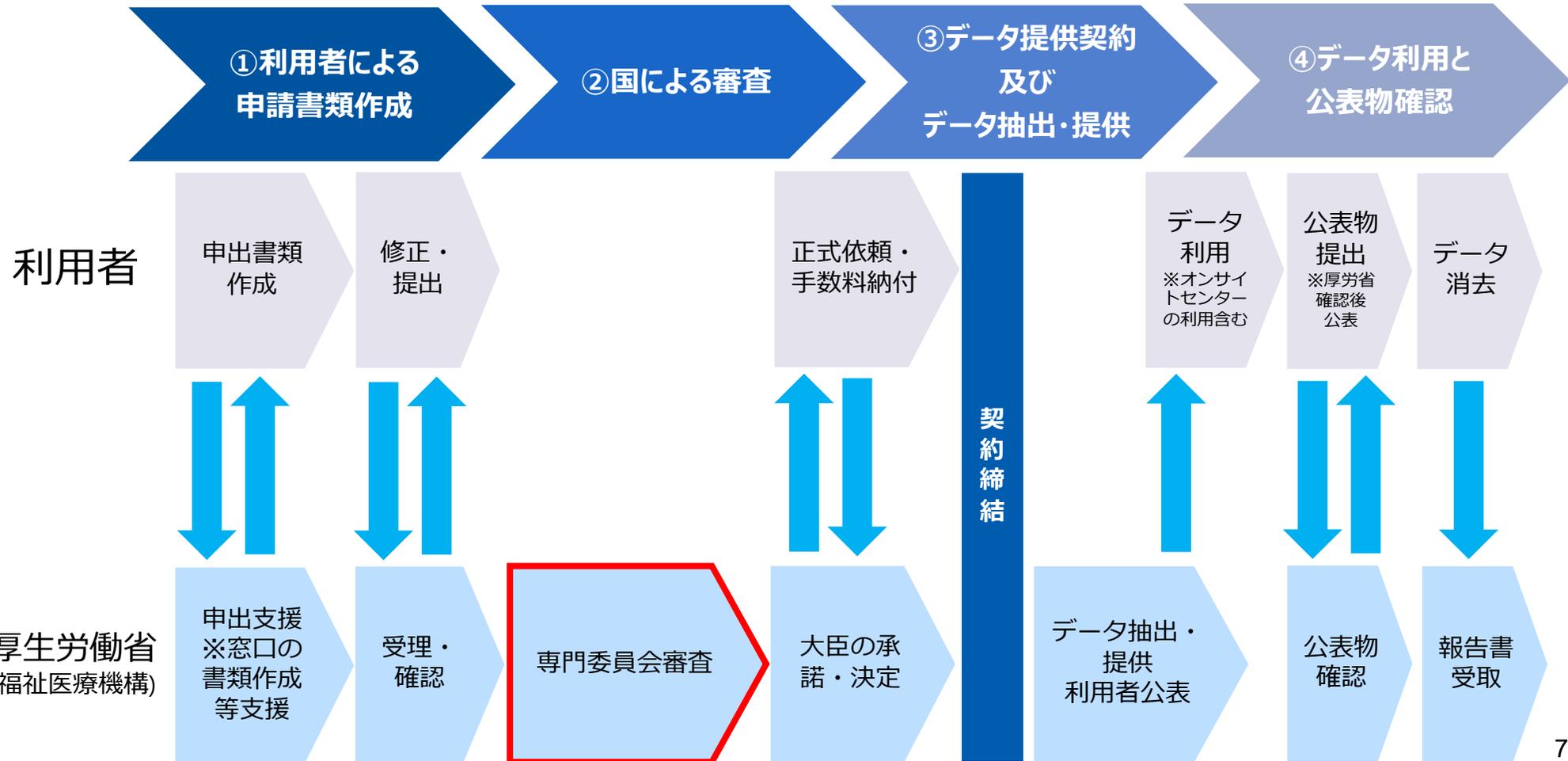
附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(参考) 医療法人情報の第三者への提供の流れ (案)

- ① 利用者による申請書類作成
- ② 国による審査
- ③ 国・利用者によるデータ提供契約及びデータ抽出・提供
- ④ データ利用と公表物確認

申出から公表まで (案)



(参考) 医療法 (昭和23年法律第205号) (抄)

※赤字は令和8年4月1日施行予定

第69条の2 都道府県知事は、地域において必要とされる医療を確保するため、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 2 医療法人（厚生労働省令で定める者を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに、その収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報（以下「医療法人情報」という。）の分析の結果を国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。

第69条の3 厚生労働大臣は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、厚生労働省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、医療法人情報を利用して、医療法人情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成及び統計的研究として厚生労働省令で定めるもの（第69条の7及び第69条の8第1項において「統計の作成等」という。）を行うことができる。

第69条の4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、医療提供体制の確保に資する調査、学術研究又は分析その他の医療法人情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する調査、学術研究又は分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）を行う者に医療法人情報を提供することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により医療法人情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第69条の5 前条第1項の規定により医療法人情報の提供を受けた者は、当該医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該医療法人情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(参考) 医療法 (昭和23年法律第205号) (抄)

※赤字は令和8年4月1日施行予定

第69条の6 第69条の4第1項の規定により医療法人情報の提供を受けた者若しくはその者の行う当該医療法人情報に係る調査、学術研究若しくは分析に従事する者又はこれらの者であつた者は、当該医療法人情報の利用に関して知り得た医療法人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第69条の7 厚生労働大臣は、第69条の2第3項の規定による情報の収集及び整理並びに分析の結果の提供、第69条の3の規定による統計の作成等並びに第69条の4第1項の規定による医療法人情報の提供に関する事務の全部又は一部を独立行政法人福祉医療機構（次条において「機構」という。）に委託することができる。

第69条の8 第69条の3の規定により厚生労働大臣に委託をする者及び第69条の4第1項の規定により医療法人情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けて機構が第69条の3の規定による統計の作成等及び第69条の4第1項の規定による医療法人情報の提供に関する事務の全部を行う場合にあつては、機構）に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の良質かつ適切な医療の効率的な提供のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第1項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

第85条の2 第69条の6の規定に違反して、医療法人情報の利用に関して知り得た医療法人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したときは、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第85条の3 前条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第90条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第85条の2、第87条、第87条の2又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(参考) 医療法施行令の改正案について

令和7年9月4日第117回
社会保障審議会医療部会資料
(一部改変)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「改正後医療法」という。）第69条の3及び第69条の4の規定に基づき行われる**第三者提供制度の施行に向けて、令和7年度中に、施行日を定める政令を制定するとともに、医療法施行令（昭和23年政令第326号）の改正を行い、手数料等に関する規定を整備する。**

施行日（案）について

改正法公布の日（R5.5.19）から3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされており、施行に必要な政省令、ガイドライン及び利用規約を定めるための期間を確保するため、**令和8年4月1日から施行する。**

手数料（案）について

改正後医療法第69条の8の規定に基づき、オーダーメイド集計(医療法第69条の3)を委託する者及び医療法人情報の提供(医療法第69条の4)を受ける者が納める**手数料の額**や、**当該手数料の減免・免除対象を医療法施行令に規定する。**

改正後医療法（抄）（令和8年4月1日施行予定）

- 第69条の8 第69条の3の規定により厚生労働大臣に委託をする者及び第69条の4第1項の規定により医療法人情報の提供を受ける者は、**実費を勘案して政令で定める額（①）**の手数料を国（前条の規定による委託を受けて機構が第69条の3の規定による統計の作成等及び第69条の4第1項の規定による医療法人情報の提供に関する事務の全部を行う場合にあつては、機構）に納めなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、**前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の良質かつ適切な医療の効率的な提供のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者（②）**であるときは、**政令で定めるところ（③）**により、**当該手数料を減額し、又は免除することができる。**
- 3 第1項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

規定する主な内容（案）	①手数料の額	②減免対象	③減免割合
オーダーメイド集計	○6,300円/時間（作業に要する人件費等） ○その他実費（記録媒体費用・送付費用）	ア. 公的機関(国の行政機関・自治体)、厚労省から補助金等（間接含む。）を受けて研究を行う者、及びこれらからの受託者	ア. 全額免除
医療法人情報の提供	○6,300円/時間（作業に要する人件費等） ○社会保障審議会における審査経費 ⇒162,100円を超えない範囲で告示で規定するが、現時点では実費が見込めないため、当面は0円とする。 ○その他実費（記録媒体費用・送付費用）	イ. 公的機関等（厚労省除く）から補助金等を受けて研究を行う者、その他厚生労働省令で定める公共法人・公益法人等、及びこれらからの受託者 ウ. イのうち、更なる減額をしない場合は業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると厚生労働大臣が認めた者	イ. 50%減額 ウ. イから更に減額

※上記の手数料額、減免対象や割合は今後の改正プロセスにおいて変更となる可能性があることに留意が必要。

(参考) 医療法施行規則の改正案について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「改正後医療法」という。）第69条の3及び第69条の4の規定に基づき行われる**第三者提供制度（オーダーメイド集計及び医療法人情報の提供）の施行に向けて、令和7年度中に、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の改正を行い、申請手続、安全管理措置等に関する規定を整備。**

改正後医療法第69条の3（オーダーメイド集計）

第六十九条の三 厚生労働大臣は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、**厚生労働省令で定めるところにより**、一般からの委託に応じ、医療法人情報を利用して、**医療法人情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成及び統計的研究として厚生労働省令で定めるもの**（第六十九条の七及び第六十九条の八第一項において「統計の作成等」という。）を行うことができる。

1. 申請手続について

提供の方法や手続については、類似の制度（統計法施行規則等）の例を参考として定める。

具体的には、提供申出者は、必要事項を記入した提供申出書等を、厚生労働大臣に提出することにより提供申出を行うこととする旨を規定することを想定。

<省令に規定する必要事項の例>

- 提供申出者の氏名・名称、住所・所在地、連絡先
- 統計の作成に必要な情報を特定するための年次その他の情報
- 統計等の内容、利用目的、提供を受ける方法、成果の公表方法等

2. 相当の公益性を有する統計の作成等について

相当の公益性を有する統計の作成等の要件として、類似の制度である統計法施行規則を参考として、以下を規定する。

学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等	教育の発展に資すると認められる統計の作成等	医療提供体制の確保に係る統計の作成等
<ul style="list-style-type: none">統計成果物を研究の用に供すること統計成果物を利用して行った研究の成果が公表され、又は当該成果を得るまでの過程の概要が公表されること欠格事由に該当しないこと	<ul style="list-style-type: none">統計成果物を高等学校等の学校における教育の用に供することを直接の目的とするもの統計成果物を利用して行った教育内容が公表されること欠格事由に該当しないこと	<ul style="list-style-type: none">統計成果物を研究の用に供することにより、医療提供体制の確保に資すると認められるもの統計成果物を利用して行った事業等の内容が公表されること欠格事由に該当しないこと

(参考) 医療法施行規則の改正案について

改正後医療法第69条の4 (医療法人情報の提供)

第六十九条の四 厚生労働大臣は、**厚生労働省令で定めるところにより**、医療提供体制の確保に資する調査、学術研究又は分析その他の医療法人情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する調査、学術研究又は分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）を行う者に医療法人情報を提供することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により医療法人情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

1. 申請手続について

提供の方法や手続については、オーダーメイド集計と同様に、類似の制度（統計法施行規則等）の例を参考として定める。

具体的には、提供申出者は、必要事項を記入した提供申出書等を、厚生労働大臣（福祉医療機構）に提出することにより提供申出を行うこととする旨を規定することを想定。

<省令に規定する必要事項の例>

- 提供申出者の氏名・名称、住所・所在地、連絡先
- 統計の作成に必要な情報を特定するための年次その他の情報
- 統計等の内容、利用目的、提供を受ける方法、成果の公表方法 等

2. 相当の公益性を有する調査等について

医療法人情報の第三者提供制度に関する報告書（令和7年8月26日「医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会」）において、医療法人情報の提供における相当の公益性については、個々の事例に則した総合的な審査が必要として、省令には定めず、社会保障審議会が個別に審査することとされている。

そのため、医療法人情報の提供における相当の公益性については、第三者提供に係るガイドラインに定めることとする。

(参考) 医療法施行規則の改正案について

改正後医療法第69条の5 (安全管理措置)

第六十九条の五 前条第一項の規定により医療法人情報の提供を受けた者は、当該医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該**医療法人情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置**を講じなければならない。

安全管理措置について

医療法人情報の提供を受けた者におけるセキュリティ対策が不十分であることによる情報漏洩や、提供を受けた目的と異なる不適切な利用を防止するため、改正法により、医療法人情報の利用者に対して安全管理の措置を講ずることを義務付けたところ。この措置の具体的な内容について、省令で規定する必要がある。

機微な情報を取り扱う者に対して当該情報の適正な管理のための措置を求めている点で類似性のある統計法施行規則や高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の規定を参考に規定する。

(参考) 規定する具体的な措置の例 (法人等の場合)

	内容
組織的管理措置	<ul style="list-style-type: none">情報を取り扱う者の権限・責任の明確化管理簿の整備規程の策定及び実施、運用の評価・改善漏えい、滅失、毀損発生時の事務処理体制の整備 等
人的管理措置	<ul style="list-style-type: none">情報を取り扱う者が欠格事由に該当しないこと情報を取り扱う者に対する教育・訓練の実施
物理的管理措置	<ul style="list-style-type: none">情報を取り扱う区域の設定情報を取り扱う区域への立入制限の措置機器の盗難防止のための措置 等
技術的管理措置	<ul style="list-style-type: none">情報を取り扱う者を限定する措置不正アクセス行為を防止するための措置漏えい、滅失、毀損の防止のための措置 等
その他の管理措置	<ul style="list-style-type: none">情報の取扱いに関する業務を委託する場合は、委託先の情報の適正管理について必要な確認及び監督を行うこと 等

その他医療法施行規則の改正案で定める事項

- 第三者提供制度 (オーダーメイド集計及び医療法人情報の提供) に係る申請手続、安全管理措置等のほか、医療法施行令で定める**手数料の減免に係る手続、対象等の詳細**についても、統計法施行規則を参考に規定する。
- 医療法施行規則の改正案は、**改正法の施行の日 (令和8年4月1日予定)** から施行する。

(参考) 医療法人情報の第三者提供制度に関する検討会報告書の概要 (R7.8.26)

項目	方針
オーダーメイド集計	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請手続きを、統計法施行規則にならって厚生労働省令に定める。 ○ MCDBを利用することに相当の公益性を有するものとして「学術研究の発展」、「教育の発展」及び「医療提供体制の確保」を厚生労働省令に定める。 ○ さらに、これらの研究等の成果が公表されることとする。
医療法人情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請手続きを、統計法施行規則にならって厚生労働省令に定める。 ○ MCDBを利用することに相当の公益性を有するものとして「学術研究の発展」、「教育の発展」及び「医療提供体制の確保」を第三者提供に係るガイドラインに定め、社会保障審議会において審査する。 ○ さらに、これらの研究等の成果が公表されることとする。
再識別の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ オーダーメイド集計及び医療法人情報の提供における再識別の防止措置を第三者提供に係るガイドライン等に定める。 ○ 「病床機能報告」及び「外来機能報告」と連携した情報の提供を求める研究者等については、社会保障審議会において当該情報の必要性を審査し特定の個人や医療法人等の識別につながらないように十分に配慮した上で提供する。 ○ 上記以外の調査と連携した情報の第三者提供での活用は、個人及び法人の権利利益が侵害されないこと、提供範囲を必要最小限に限定すること及び再識別されない形で公表することを前提として、社会保障審議会において必要性を審査することとし、制度の実施状況や活用状況を評価しながら、活用に向けて引き続き検討する。
安全管理措置 ※ 医療法人情報の提供のみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織的管理措置（取扱者の権限等の明確化、管理簿整備等） ○ 人的管理措置（暴力団員等、不適切行為者等排除） ○ 物理的管理措置（取扱区域特定、盗難防止、記録機器等廃棄等） ○ 技術的管理措置（処理者限定、不正アクセス行為防止等） ○ その他の管理措置（業務委託） ○ 独立行政法人福祉医療機構におけるオンサイトセンターの設置を求める。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実費を勘案して政令に定める。
手数料の免除	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令を踏まえて政令に定める。
不適切利用への対応 ※ 医療法人情報の提供のみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計法及びNDBの措置にならって第三者提供に係るガイドライン等に定める。

(参考) 医療法人情報の第三者提供制度に関する報告書 (抄)

(2) ① 医療法人情報の提供における相当の公益性

(略)

一方、医療法人情報の提供における相当の公益性については、個々の事例に即した総合的な審査が必要として、厚生労働省令には定めずに社会保障審議会が個別に審査することとされている。

このため、**同審議会が審査する際の基本的な考え方として、統計法施行規則を踏まえつつ、医療法人情報の提供における相当の公益性として以下の事項を第三者提供に係るガイドラインに定めるべきである。**

- ・ 医療法人情報を利用することにより「学術研究の発展に資する」と認められること、
医療法人情報を利用することにより「教育の発展に資する」と認められること、又は
医療法人情報を利用することにより「医療提供体制の確保に資する」と認められること
- ・ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと
- ・ 医療法人情報の利用目的が、特定の商品・役務の広告・宣伝に利用するためではないこと
- ・ 医療法人情報を利用して行った研究の成果の内容、教育の内容又は事業等の内容が、客観性が確保された上で公表されること
- ・ 医療法人情報を適正に管理するために必要な措置が講じられていること
- ・ 法や統計法等違反により罰金刑以上に処せられて5年を経過しない者等に該当しないこと 等

なお、社会保障審議会における審査は、丁寧な審査を行うための審査期間を確保しつつも、可能な限り速やかに行うことに努めるとともに、同審議会における審査結果は、原則として公表すること。

(参考) 医療法人情報の第三者提供制度に関する報告書 (抄)

(2) ④ 医療法人情報の提供における再識別の防止措置

医療法人情報には、医療法人の競争上の利益を侵害するおそれのある情報や、特定の個人の収入等を容易に推知することができる情報が含まれることから、**提供にあたっては、情報の範囲を研究目的に照らして必要最小限の範囲の情報に限定することや、提供先から特定の個人や医療法人等の識別につながる形での公表がなされないようにすること等、個人及び法人の権利利益が侵害されない制度とする必要がある。**

そのため、**医療法人情報の提供にあたっては、以下の事項を第三者提供に係るガイドライン及び利用規約に定めるべきである。**

- ・ 提供する情報は、研究目的に照らして必要最小限の範囲に限定するとともに、直ちに特定の個人や医療法人等の識別につながる情報（法人名、個人名、医療法人整理番号、医療機関コード等）は提供しないこと。
また、研究目的がオーダーメイド集計によって達成できる場合は、オーダーメイド集計の結果を提供し、医療法人情報は原則として提供しないこと。
- ・ 公表可能な最小集計単位を定め、研究者等は、その最小単位以上で研究成果等を公表すること。
- ・ 多角的な分析を行うために「病床機能報告」及び「外来機能報告」と連携した情報の提供を求める研究者等については、社会保障審議会において当該情報の必要性を審査し特定の個人や医療法人等の識別につながらないように十分に配慮した上で提供すること。
- ・ 厚生労働省は、公表内容に再識別可能な情報が含まれていないか、最小集計単位が遵守されているかどうか、公表前に確認を行うこと。

なお、「病床機能報告」及び「外来機能報告」以外の調査と連携した情報の第三者提供での活用は、提供する情報の範囲を研究目的に照らして必要最小限の範囲に限定することや、提供先から特定の個人や医療法人等の識別につながる形での公表がなされないようにすること等、個人及び法人の権利利益が侵害されないことや上記の事項を前提として、社会保障審議会において必要性を審査することとし、制度の実施状況や活用状況を評価しながら、活用に向けて引き続き検討することが必要である。

(参考) 医療法人情報の第三者提供制度に関する報告書(抄)

(3) ② 医療法人情報の不適切利用への対応

- 法第85条の2、85条の3及び90条において、医療法人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者は、刑事罰が科せられることが規定されている。
- 刑事罰に相当する場合以外にも、第三者提供に係る利用規約に反する行為を行った場合には、事実関係を確認の上、速やかに是正措置を講ずるよう指導するとともに、必要に応じて提供の取消しや一定期間の利用停止等の措置を講ずる必要がある。
- 厚生労働省所管の統計の調査票情報の提供制度においては、統計法や利用規約に反する行為があった場合、その内容に応じた再発防止策や一定期間の利用停止等の措置を講じることが、利用申出手引等に規定されている。
また、**NDBの第三者提供制度においても、不適切利用発生時の対応として、不適切利用の疑いが生じた場合に提供データの利用停止を求めることや、専門委員会の意見を踏まえた上で措置すること等がガイドライン等に規定されている。**
- 以上のことから、医療法人情報の提供においても、**不適切利用を把握する方法(苦情相談窓口の設置等)や不適切利用が生じた場合の対応・措置について、第三者提供に係るガイドライン及び利用規約に定めるべきである。**

(参考) 医療法人の経営情報のデータベース (MCDB) で把握可能なデータ

- 令和5年8月以降に決算期を迎えた医療法人から下記情報を収集し、データベース化を実施。
- データベース上、令和5年8月決算法人、9月決算法人…と決算期ごとのデータが蓄積。
- 二期連続で比較可能な法人の収益や費用の推移を分析することで経営状況の変化が把握可能。

事業報告書等 (法人ごと)

○事業報告書(※) ○貸借対照表 ○損益計算書

※名称、事務所の所在地、設立認可年月日、設立登記年月日、役員及び評議員、本来業務、附帯業務、収益業務

経営情報等 (病院・診療所ごと)

令和5年5月医療法改正で追加

○**医業収益** (入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益、その他の医業収益)

※ 入院診療収益及び外来診療収益は任意項目として「保険診療収益(患者負担含む)」及び「公害等診療収益」を別掲。

※ その他の医業収益は任意項目として「保健予防活動収益」を別掲。

※ 診療所の「室料差額収益」は入院診療収益の内数として記載。

○**材料費** (医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費)

○**給与費** (役員報酬、給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費)

○**委託費** (給食委託費) ○**設備関係費** (減価償却費、機器賃借料) ○**研究研修費**

○**経費** (水道光熱費)

※ 診療所は「設備関係費」、「研究研修費」及び「経費」の科目は設けず「その他の医業費用」の科目を設ける。

○**控除対象外消費税等負担額**

○**本部費配賦額**

※ 診療所の「水道光熱費」、「控除対象外消費税等負担額」及び「本部費配賦額」はその他の医業費用の内数として記載。

○**医業利益 (又は医業損失)** ○**医業外収益** (受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益) ○**医業外費用** (支払利息)

○**経常利益 (又は経常損失)**

○**臨時収益**、○**臨時費用**

○**税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)**

○**法人税、住民税及び事業税負担額**

○**当期純利益 (又は当期純損失)**

○**職種別の給与 (給料・賞与) 及び、その人数**(病床機能報告で分かる情報は当該報告の情報を活用)

<職 種> 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)、その他の医療技術者等(診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、リハビリスタッフ(理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士)、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等(管理栄養士、栄養士、調理師)、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務職員(事務(総務、人事、財務、医事等)担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士)、その他の職員)

赤文字の項目は、病院・診療所とも必須
緑文字の項目は、病院・診療所とも任意
青文字の項目は、病院は必須・診療所は任意